

令和6年度以降の新型コロナワクチン接種に関する申入れ

新型コロナウイルス感染症の予防接種については、「特例臨時接種」として接種が継続されているところであるが、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会において先般、令和6年度以降の接種について、「特例臨時接種」を今年度末で終了し、安定的な制度の下で継続するという方針が示され、具体的な論点について継続して検討されることとされた。

新型コロナワクチンは現在、国が当該ワクチンを確保し、都道府県・市町村を經由して配分され、接種に係る費用についても全額国費で措置されているが、今後、予防接種法上の従来の「定期の予防接種」として実施されることとされた場合、市町村長が主体となり、接種に係る費用については市町村が支弁することになるなど、我々都市自治体にとって極めて大きな影響が生じるのではないかと危惧している。

ついては、国は、令和6年度以降の接種体制等の具体的内容について、以下の事項を含め、速やかに都市自治体に示されたい。

- 1 令和6年度以降の新型コロナワクチン接種に関する準備を行い、円滑に実施していくため、国の責任において、接種方針の変更や、今後も定期的にワクチンを接種していくことの必要性などについて、分かりやすく明らかにし、国民の理解が広く浸透するよう説明すること。
- 2 ワクチン接種には予算措置を含めた十分な準備期間が必要であることから、今後のワクチンの確保、流通の方法をはじめ、地域において支障なく接種するための具体的なスキームを早期に提示すること。
- 3 ワクチン価格については、インフルエンザと比べて高額であるとの報道もあり、実費徴収する場合に過重な自己負担となることが懸念されていることから、ワクチン価格の見込み額を早期に明示すること。
- 4 今後の接種に当たって自己負担が生じる場合でも、例えばインフルエンザと同水準の負担で接種できるように、国費による財政支援を含め多面的に検討を行い、希望する高齢者等が引き続き安心して接種できる仕組みを提示すること。

令和5年9月14日

全 国 市 長 会